

○本件請求(1/23 請求受理)

・令和7年1月から現在まで尾崎部長、上甲部長、助川事務局長がロゴチャットで発信・受信した文書

・平田部長が令和7年11月から現在までにロゴチャットで発信・受信した文書

・増田部長がロゴチャットで令和7年1月から現在まで発信・受信した文書

・1/23

請求人は来庁し、本件情報公開請求を行った。概ね以下のやりとりをした。

請求人 前回請求の留保条件(3人中2人以上のやりとりや2月議会に関するなど)を拡大解釈して、本来出すべき文書を出していない。今回は限定しない。全部出すように。「これ関係ない、これ関係ない」と言って外しているのを知っている。

新城 私の認識している範囲だと、前回請求と一応関連しているといえなくもない文書があり、さすがに遠すぎるのでこれは請求外だろうとした文書が1つだけある。それは私も遠すぎるから違うと判断したのだが、その話をしているのか

請求人 違う。もっと無茶苦茶やっている。事業課が無茶苦茶やっている。色んな人に話聞いている。部長らが圧力かけているのも知っている。

新城 そもそもロゴチャットは随時削除していいものである。私自身適時削除している。この文書があるはずというのがないのだが。

請求人 請求が来てから削除はしてはいけないはず。

新城 請求後に削除は不適切というご意見はあると思う。おそらく今回の請求だと文書量が膨大になると思われる。決定まで時間がかかるというより、この請求だと文書が特定されていないとして非公開決定するなどもあり得る。

請求人 それなら訴訟するだけなので、それですればいい

新城 前回請求の2回目の補正時に「3人中2人以上のやりとりに限る」を外すと、上甲総務部長と課税課のやりとりなども入ってくるという話をして、それなら「3人～」も残すとなった。本件請求だと課税課やりとりなども入ってくる。そのやりとりも公開を求めているのか。

請求人 そんなやりとりは不要だが、限定はしない。

新城 平田部長だけ「11月」となっているが書き間違い等ではないか

請求人 書き間違いではない。平田に関しては、山根のヒアリングが終わったかどうかを教育の職員に何度も確認のロゴチャットをしている。

前にも言ったが、スクリーンショット持っている。

※以降事務的な会話(請求対象に議会・水道事業管理者追記するなど)をして終話。

※「スクリーンショットを持っている」は前回請求(助川尾崎上甲部長)に係る部分のことを指していると思われた。